

## 京都市聞こえの応援事業 よくある質問

Q1 いつから申請できますか。

A1 令和8年10月1日から申請を受付けます。それまでは申請いただけないため、申請書類等の提出をお受けすることはできません。

※ 「京都市聞こえの応援事業助成金交付申請書兼請求書」(第1号様式)の右上に記載する日付は、令和8年10月1日以降の申請日をご記入ください。

Q2 対象要件の取組は、令和8年10月以降でないと実施できないですか。

A2 申請開始前から実施いただけます。必要な取組内容は、手引きをご確認ください。

Q3 助成額を教えてください。

A3 両耳・片耳問わず補聴器本体の購入費の「2分の1」または「3万円」のいずれか少ない額を助成します。

[参考 : 助成額のイメージ]



Q4 令和7年9月に購入した補聴器は対象になりますか。

A4 対象外です。令和8年4月1日以降に補聴器を購入し、対象要件を全て満たす場合は対象です。

なお、補聴器を購入した翌日から起算して1年以内に申請が必要です。

Q5 既に補聴器を使用していますが、買い替える場合は対象になりますか。

A5 買い替えも対象です。

なお、京都市聞こえの応援事業による助成を受けたことがある場合は、交付の決定日から5年を経過した場合に再申請ができます。

Q6 補聴器の修理費、部品交換費用は対象ですか。

A6 対象外です。修理、部品交換及び調整等に要する費用、補聴器に関する附属品単体の購入に要する費用は対象外です。

Q7 集音器は対象になりますか。

A7 対象外です。医療機器認証を受けた補聴器本体の購入費が対象です。

Q8 地域介護予防推進センターが実施する「加齢性難聴の講座」や「運動教室等」の参加について、住んでいる地域以外のセンターで参加してもいいですか。

A8 原則、お住まいの地域以外のセンターでは参加いただけません。

Q9 助成要件確認書は申請者本人が記入してもいいですか。

A9 各機関から必要事項の記入をしてもらってください。

申請者本人が記入できる箇所は「本人記入欄」と記載がある箇所のみです。

[各項目の記入者]

The image shows two sample forms for the hearing aid subsidy application. The left form is for 'Before Purchase' (購入前) and the right is for 'After Purchase' (購入・購入後). Both forms have sections for 'Applicant's Entry' (本人記入欄), 'Local Care Prevention Center Entry' (地域介護予防推進センター記入欄), and 'Collaborative Medical Institution Entry' (協力医療機関記入欄). The right form also includes sections for 'Hearing Aid Purchase' (補聴器の購入), 'Hearing Aid Transfer' (補聴器の譲渡), and 'Local Care Prevention Activity' (介護予防活動).

**購入前 (Left Form):**

- 本人記入欄:** 申請者本人が記入する。京都市聞こえの応援事業 助成要件確認書。加齢性難聴の講座。地域介護予防推進センター記入欄。本人記入欄(該当者のみ)。
- 協賛医療機関記入欄:** 協賛医療機関の記入欄。協賛医療機関の記入欄。協賛医療機関の記入欄。

**購入・購入後 (Right Form):**

- 本人記入欄:** 申請者本人が記入する。京都市聞こえの応援事業 助成要件確認書。補聴器の購入。対象の補聴器販売店記入欄。補聴器の譲渡。対象の補聴器販売店記入欄。介護予防活動。地域介護予防推進センター記入欄。本人記入欄(該当者のみ)。